

# 医師国保とっとり

鳥取県医師国保組合発行  
発行人 長田 昭夫

〒680 - 8585 鳥取市戎町317 鳥取県医師会館内  
電話 (0857) 27 - 5565



## 「医師国保とっとり」発刊に寄せて

鳥取県医師国民健康保険組合  
理事長 長田 昭夫

十四年度の幕開けにあたって、この大きな変革期にどのように「いのち」を護るのか、揺れる国民皆保険制度の中にあつて、どのよう  
に進路を定めてゆくのか、運営の難しさをひしひしと痛感しているこの頃であります。先達の大変なご苦労によつて育成されてきたわが鳥取県医師国保組合が、今、この大きな変革の時期に、難題を抱えつつも新しく船出することになりました。入江宏一前理事長の永年のご努力を讃えつつ、組合員のための、組合員による、有意義な組織であるように念じつつ運営してゆきたいと思ひます。

医師国保組合は、昭和三十三年国民皆保険体制が確立したとき設立され、事業開始以来四十数年を経た歴史ある組合です。そして、保険加入者は組合員として恩恵を受けている反面、医療提供の担当者であるという両側面を持った他の組合にない特殊な性格を有しています。従つて、独自の課題を乗り越え、広い視野に立つて日本全体の医療保険制度を考えねばならない立場であることも事実であります。

でもありません。聖域なき構造改革のうち医療制度改革、特に今回の診療報酬改定などの一連の改革案については、医療における裁量権を無視した、「聖」すなわち「聖ヒポクラテス」の教えを度外視した、聖域なき官僚規制であるとさえ言われています。そして一方、医師国保組合に対する補助金の削減などの措置は、組合内部における自家診療の抑制などの自助努力により、組合の健全運営がなされているのだという認識が全くないことを露呈しているものと言わざるを得ません。新年度にあつて、国民皆保険の存在を危うくする

医療制度の改革の行方について医療提供者としてじつと凝視しつつ、また、保険者の立場としては他の職種の保険者と共通の意識をもちつつ、「いのち」を護るための進路を模索して行きたいと思ひます。

今年度より、組合員のための情報紙として「医師国保とっとり」を発刊します。年四回(季刊)を予定してあります。鳥取県医師会報「医師国保だより」のページとともにご利用下さい。

被保険者数一覧表 (平成14年5月1日現在)

	組合員	家族	従業員	計
被保険者数(人)	209	1,014	284	1,807
老健該当者数(人)	150	138	5	293
その割合(%)	29.5	13.6	1.8	16.2
介護保険第2号該当者数(人)	279	196	115	590
その割合(%)	54.8	19.3	40.5	32.7

# 平成十四年度事業計画、予算等決定

鳥取県医師国民健康保険組合は、去る二月九日及び三月九日に組合会を開催し、平成十四年度からの新役員の選出を行うとともに、十四年度の事業計画、歳入歳出予算等の諸議案を決定しました。概要は別記のとおりです。

## 新役員名簿

役職名	氏名	新・再の別
理事長	長田 昭夫	新
副理事長	大石 徹	〃
常務理事	岡空 謙之輔	再
理事	梅澤 潤一	〃
〃	富長 将人	〃
〃	木村 禎宏	〃
〃	岡本 公男	〃
〃	池田 宣之	新
〃	天野 道磨	〃
〃	宮崎 博実	〃
監事	渡辺 憲	再
〃	石田 浩司	〃

## 平成十四年度鳥取県医師国民健康保険組合事業計画(案)について

- 十四年度の事業計画については、基本方針に示すとおり、国の医療保険制度の抜本改革等による医療環境の変化に対応するものです。
- 事業の主な改正点**
- 1 国民健康保険料について、介護納付金を第2号被保険者(四十歳～六十歳)1人につき月額一、七〇〇円から二、〇〇〇円に変更。
  - 2 保険給付に関する事項のうち給付割合(組合員及び准組合員)を十月一日より八割給付に改定する。(現在は九割給付)
  - 3 諸会議及び研修会は概ね前年と同じ程度に実施する。
  - 4 ペイオフ対策としては、決算組合会までには方針を決め、年度中には実施する。
  - 5 好評のミニドック(医師国民健康診査)は、期間を延長し、六月一日から十二月三十一日までとし、詳細については、別途連絡する。

## 鳥取県医師国民健康保険組合組合会議員

東部(定数11名)	中部(定数5名)	西部(定数14名)
米本 哲人	伊藤 文利	栗原 達郎
岸田 剛一	岡本 博文	作野 嘉信
高 勇吉	吉中 正人	魚谷 純
田村 公平	松田 隆	飛田 義信
谷口 玲子	安梅 正則	中曾 庸博
橋本 英宣		富永 咲子
中島 公和		中村佐和子
柿坂 俊武		岡崎 幸男
板倉 和資		阿部 博章
中尾 政和		山内 教宏
寺岡 均		辻田 哲朗
		小林 哲守
		本田 守仁
		山本 仁

(新入)

## 割引契約保養施設について

このたび全協(全国国民健康保険組合協会)において、国保組合の被保険者のために、国民年金福祉施設や厚生年金福祉施設と協定し、平成十四年四月

このたび全協(全国国民健康保険組合協会)において、国民健康保険組合協会の割引金で利用できるようになり、一日からこれらの施設を割引料金で利用できるようになり、施設の詳細は、組合にパンフレットがありますので、ご請求ください。

鳥取県医師会のホームページに、新しく国保のコーナーができましたのでご覧ください。

## 平成14年度鳥取県医師国民健康保険組合歳入歳出予算

## 歳入

(単位:千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	前年度予算額との比較増減額
1. 国民健康保険料		223,590	219,188	4,402
	1. 国民健康保険料	223,590	219,188	4,402
2. 国庫支出金		70,464	67,670	2,794
	1. 国庫負担金	2,244	2,280	36
	2. 国庫補助金	68,220	65,390	2,830
3. 連合会支出金		130	126	4
	1. 連合会補助金	130	126	4
4. 財産収入		400	800	400
	1. 財産運用収入	400	800	400
5. 繰入金		2	2	0
	1. 準備金繰入金	1	1	0
	2. 積立金繰入金	1	1	0
6. 繰越金		22,214	12,914	9,300
	1. 繰越金	22,214	12,914	9,300
7. 諸収入		200	300	100
	1. 預金利子	100	200	100
	2. 雑収入	100	100	0
合 計		317,000	301,000	16,000

## 歳出

(単位:千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	前年度予算額との比較増減額
1. 組合会費		2,100	2,100	0
	1. 組合会費	2,100	2,100	0
2. 総務費		23,780	23,360	420
	1. 総務管理費	23,780	23,360	420
3. 保険給付費		162,000	155,300	6,700
	1. 療養諸費	135,100	127,200	7,900
	2. 高額療養費	9,000	9,000	0
	3. 移送諸費	600	600	0
	4. 出産育児諸費	3,000	4,200	1,200
	5. 葬祭諸費	3,500	3,500	0
	6. 傷病手当金	4,000	4,000	0
	7. 療養附加金	6,800	6,800	0
4. 老人保健拠出金		75,995	70,076	5,919
	1. 老人保健拠出金	75,995	70,076	5,919
5. 介護納付金		18,800	19,196	396
	1. 介護納付金	18,800	19,196	396
6. 保健事業費		5,140	4,250	890
	1. 保健事業費	5,140	4,250	890
7. 基金積立金		400	800	400
	1. 準備金等積立金	400	800	400
8. 諸支出金		558	558	0
	1. 償還金及び還付加算金	27	27	0
	2. 過年度支出金	1	1	0
	3. 地区医師会事務費交付金	530	530	0
9. 予備費		28,227	25,360	2,867
	1. 予備費	28,227	25,360	2,867
合 計		317,000	301,000	16,000

歳入歳出差引残額なし

## 平成14年4月1日から老人保健の一部負担金が変わりました。

70歳以上(一定の障害のある人は65歳以上)の人が、老人保健で外来を受診したときに支払う一部負担金と、訪問看護を受けたときに支払う利用料が変わりました。

### 1 外来を受診したときに支払う一部負担金

- かった医療費の1割を負担する診療所や病院を受診した場合、1ヶ月に支払う一部負担金の上限は次のとおりです。

	3月31日まで	4月1日以降
診療所またはベッド数200床未満の病院	3,000円	3,200円
ベッド数200床以上の病院	5,000円	5,300円

診療所や病院でくすりの処方せんをもらった場合

	3月31日まで	4月1日以降
診療所または病院	1,500円 (2,500円)	1,600円 (2,650円)
薬 局	1,500円 (2,500円)	1,600円 (2,650円)

( )内はベッド数200床以上の病院を受診した場合

- 一定の金額を負担する診療所を受診した場合、窓口で支払う一部負担金は次のとおりです。この場合は、処方せんをもらっても薬局での負担はありません。

3月31日まで	4月1日以降
800円	850円

### 2 訪問看護をうけたときに支払う利用料

- かった費用の1割を負担する訪問看護ステーションを利用した場合、1ヶ月に支う金額の上限。

3月31日まで	4月1日以降
3,000円	3,200円

- 一定の金額を負担する訪問看護ステーションを利用した場合、1日に支払う利用料

3月31日まで	4月1日以降
600円 (月5回まで負担)	640円 (月5回まで負担)

### 回答

市町村国保も医師国保も国民健康保険法に基づいて運営されていますが、国保法としては保険料限度額が定めてありません。他の法律で市町村国保では限度額が定められているようです。確かに現段階では医師国保の保険料が市町村国保税の最高限度額を超えている先生方もあり、自家診療も制限されてはいますが、病気で受診した際の窓口一部負担金や附加給付、高額医療の取り扱い、傷病手当金制度など市町村にはない特典が鳥取県医師国保には備わっております。医師国保のしおりの改定版に詳しく掲載の予定ですのでそちらをご参照下さい。

### 質問

市町村国保では、保険料の年間限度額が53万円となつていますが、医師国保の私はそれ以上を支払っています。従業員はなく、家族のみの加入なのですが、

国保Q&A

医師国保組合では、上記のように質問・提言をお受けしていますので、下記へお送り下さい。[医師国保とっとり]または県医師会報の「国保だより」を通じてお答えしていきます。また、即時性のものはメールでもお答えいたします。

FAX 0857-29-1578

E-mail [kenishikai@tottori.med.or.jp](mailto:kenishikai@tottori.med.or.jp)